

《税制上の措置》

(1) 所得税等

税の種類	対象範囲	金額	申請窓口
所得税	特別障害者 身障手帳1・2級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除 (障害者控除) 40万円(同居 の場合75万円)	藤枝税務署 ☎ 641-0680
	普通障害者 身障手帳3～6級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳2、3級	所得控除 (障害者控除) 27万円	
市県民税	特別障害者 身障手帳1・2級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除 (障害者控除) 30万円(同居 の場合53万円)	課税課 ☎ 626-2149
	普通障害者 身障手帳3～6級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳2、3級	所得控除 (障害者控除) 26万円	
事業税	両目の視力を喪失した者及び両眼の視力が0.06以下の視力障害のある者が行うあんま・マッサージ・はり・きゅう等の事業	非課税	藤枝財務事務所 ☎ 644-9131
相続税	身体・精神障害者が相続により財産を取得した場合	税額控除 ・特別障害者 20万円×(85歳－年齢) ・一般障害者 10万円×(85歳－年齢)	藤枝税務署 ☎ 641-0680
贈与税	信託会社の営業所を経由して税務署に提出した「障害者非課税信託申告書」に記載された信託受益権	特定障害者のうち ・特別障害者 6,000万円 ・特別障害者以外の者 3,000万円まで非課税	
心身障害者 扶養共済掛金	小規模企業共済等掛金控除 条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金を所得金額から控除する	掛金額を所得 から控除する	
マル優制度 (非課税貯蓄)	預貯金の利子等に係る所得税等が非課税となる 身体障害者手帳・療育手帳所持者、 障害基礎年金・障害児福祉手当・特別障害者手当等の受給者		金融機関

(2) (軽)自動車税環境性能割・(軽)自動車税種別割

障害者の通院、通学など、専ら本人のために使用する自動車について、減免が受けられる制度があります。

<対象者>

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者で下表に該当する方。なお、戦傷病者で一定程度以上の傷病のある方についても対象となります。

障害区分	本人運転	生計同一者が運転
視覚障害	1～3級及び4級の1	同左
聴覚障害	2級及び3級	同左
平衡機能障害	3級	同左
上肢障害	1級及び2級	同左
下肢障害	1級～6級	1～3級㊦
体幹障害	1～3級及び5級	1～3級㊦
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	1級及び3級	同左
喉頭摘出による音声機能障害	3級	対象外
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	同左
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢）	1級及び2級	同左
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動）	1～6級	1～3級㊦
肝臓機能障害	1～3級	同左
知的障害者	療育手帳「A」	同左
精神障害者	1級	同左

㊦ 「下肢機能障害4～6級、体幹機能障害5級、脳源性移動障害4～6級」のある方が、重複して障害のある場合については、「下肢機能障害4～6級、体幹機能障害5級、脳源性移動4～6級」を総合等級に読み替えて「生計同一者等での運転による減免」の判定をします。

☆ 身体障害者手帳(参考)欄に次のような記載があり自動車税等の減免の対象となるかどうかの判断ができましたが、現在の標記が改正後に沿っていませんので注意が必要です。

- 1 『可 可』の場合 本人運転、生計同一者運転、共に減免の対象となる
- 2 『可 否』の場合 本人運転の場合のみ、減免の対象となる
- 3 『否 否』の場合 減免の対象とならない

- ㊦ 1 自動車は、障害者本人の名義に限ります。(車検証の所有者と使用者が本人名であること。)ただし、障害者が、18歳未満、知的障害者又は精神障害者の場合は生計同一者(障害者と生計を一にしている方)名義でも対象となります。
- ㊦ 2 障害者1名につき1台のみ適用となります。
- ㊦ 3 業務用の自動車は適用されません。
- ㊦ 4 自動車税種別割額が45,000円までは全額免除。45,000円を超えた額は自己負担となります。
- ㊦ 5 普通自動車は、名義変更手続と同時に自動車税種別割の減免も申請できますので、減免申請用の書類もご持参ください。(運輸支局内の県税窓口)
- ㊦ 6 名義変更がある場合、毎年3月末までに手続きを完了されないと、4月以降の納税通知書による減免対象にはなりません。(翌年(次回)からの減免となります。)
- ㊦ 7 ご本人の運転状況と判定とは異なる場合があります、減免対象にならないこともありますのでご了承ください。

<生計同一証明書又は常時介護証明書の発行について>

障害者本人以外の者が運転する場合、申請に生計同一証明書又は常時介護証明書が必要になります。

各窓口で証明書の発行を受けてから、各種申請を行ってください。

区 分	手続に必要なもの	証明書発行窓口
身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳・療育手帳 ・印鑑(障害者本人のもの) ・免許証(運転する方のもの) ・車検証 	焼津市役所 障害福祉課 TEL 626-1127 大井川市民サービスセンター 受付担当 TEL 662-0548
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ・印鑑(障害者本人のものと運転する方のもの) ・免許証(運転する方のもの) ・車検証 ・住民票(障害者本人のものと運転する方のもの) 	中部保健所(健康福祉センター) 藤枝市瀬戸新屋362-1 静岡県藤枝総合庁舎3階 福祉課 精神保健福祉班 TEL 644-9281

<申請手続き>

詳細は、下記申請窓口にご確認ください。

【普通自動車の場合】

区 分	申請窓口	手続きに必要な書類
自動車税 種別割	藤枝財務事務所 藤枝市瀬戸新屋362-1 TEL 054-644-9122	[障害者本人が運転する場合] ・減免申請書・障害者手帳・運転免許証・車検証 [生計同一者又は常時介護者が運転する場合] 上記の書類に加えて、運転者の運転免許証・生計 同一証明書又は常時介護証明書
自動車税 環境性能割	静岡財務事務所 自動車税分室 静岡市駿河区国吉田2-4-25 (静岡運輸支局内) TEL 054-261-4029	
名義変更	静岡運輸支局 静岡市駿河区国吉田2-4-25 TEL 050-5540-2050 (自動音声案内)	必要書類等は、左記にて確認してください。

㊦ 自動車税種別割の減免申請は、納期限の1週間前までに手続きをする必要があります。納付後は還付されませんのでご注意ください。

【軽自動車の場合】

区 分	申請窓口	手続きに必要な書類
軽自動車税 種別割	焼津市役所 課税課 償却資産・諸税担当 TEL 626-1142 大井川市民サービスセンター 受付担当 TEL 662-0533	★5月中旬に納税通知書が届いてから手続きをして ください。 [障害者本人又は生計同一者が運転する場合] ・減免申請書・障害者手帳・(運転者の)運転免許 証・車検証・納税通知書・個人番号がわかるもの ※精神障害者保健福祉手帳の場合は、「自立支援医 療(精神通院)受給者証」と手帳の両方が必要です [常時介護者が運転する場合] 上記の書類に加えて、常時介護証明書
	㊦ 前年度から引き続き減免を受ける場合には、市から送付された「現況報告書 (減免申請書)」を提出してください。(減免内容に変更がなければ、減免申請手 続きが簡略になります。)	
軽自動車税 環境性能割	静岡財務事務所 自動車税分室 静岡市駿河区国吉田2-4-25 (静岡運輸支局内) TEL 054-261-4029	[障害者本人が運転する場合] ・減免申請書・障害者手帳・運転免許証・車検証 [生計同一者又は常時介護者が運転する場合] 上記の書類に加えて、運転者の運転免許証・生計 同一証明書又は常時介護証明書
名義変更	軽自動車検査協会 静岡事務所 静岡市駿河区国吉田1-1-26 TEL 050-3816-1776	必要書類等は、左記にて確認してください。

㊦ 軽自動車税種別割の減免申請は、納税通知書が届いてから納期限(5月末)までの間
に手続きをする必要があります。納税通知書の発送は5月中旬頃のため、申請期間が短
いのでご注意ください。